4 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経　緯

介護認定審査会の設置及び運営の経緯は図表４－１のとおりです。

図表４－１　介護認定審査会の設置及び運営に関する経緯

年　月	内　容
平成９年 12 月	介護保険法成立
平成 11 年４月	長野広域行政組合に介護認定審査室を新設
平成 11 年 10 月	準備認定を開始　審査会は、委員数 180 人　36 合議体により構成
平成 12 年４月	介護保険法施行 長野広域連合の発足に伴い、介護認定審査室を介護認定審査課に名称変更
平成 13 年５月	審査会委員の代表による審査判定適正化委員会を設置し、合議体間の平準化への取組を強化
平成 14 年 10 月	介護認定審査会システムの市町村ネットワーク運用開始
平成 16 年４月	更新に係る要介護認定有効期間が 12 か月から最大 24 か月に拡大される。
平成 21 年４月	介護保険制度の改正に基づき、認定調査の調査項目等の見直しにより、新基準を導入
平成 24 年４月	介護保険法施行規則の改正により、要介護認定有効期間の上限が新規申請３～６か月から３～12 か月に拡大される。
平成 25 年１月	審査会委員として 10 年以上の者に感謝状を贈呈することとする。
平成 27 年４月	介護保険法施行規則の改正により、新しい総合事業を実施する市町村について、更新に係る要介護認定有効期間が、一律に原則 12 か月、上限 24 か月に延長される。
平成 30 年４月	介護保険法施行規則の改正により、更新に係る要介護認定有効期間の上限が 36 か月に延長される。
令和　２年　５月	新型コロナウイルス感染症の拡大期間、介護認定審査会の運営を書面審査にて実施
令和　３年　４月	介護保険法施行規則の改正により、更新に係る要介護認定有効期間の上限が 48 か月に延長される。

現状と課題

保健、医療または福祉に関する学識経験者を委員とする介護認定審査会の運営については、関係市町村がそれぞれ単独で設置するよりも共同で組織して運営することによって、長野地域の公平・公正でより適正な審査・判定が期待できるため、長野広域連合が処理する事務として規約に定められています。

長野広域連合における令和６年度の審査判定は、審査会回数 611 回、審査判定件数 24,756 件となっており（図表４−２、４−３参照）県内広域連合の中で最大の規模になっています。

１　介護認定審査会の設置・運営状況

・１合議体の委員定数を５人とする 36 合議体で構成し、委員総数は 180 人となっています。
・審査会は、日曜日・祝日を除き一日当たりおよそ３合議体を開催しています。
・審査会は、長野会場で開催するほか、須坂会場と千曲会場でも各週１回、分散開催しています。

２　公平・公正な審査判定への取組

・審査会委員に対して研修等を実施するとともに、審査判定適正化委員会を組織して、合議体間の判定の平準化を図っています。
・介護認定審査会を的確に運営できるよう、研修会に参加し、必要な知識・技能を習得していきます。
・医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

介護認定審査会の運営に当たっては、公平・公正で適正な審査・判定を行っていますが、更に迅速な審査・判定に取り組む必要があります。

また、気候変動により増えている自然災害や感染症の拡大等の影響により、審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え（非対面での審査会運営）の必要性が高まっています。

図表４－２　申請区分別 審査判定件数の推移

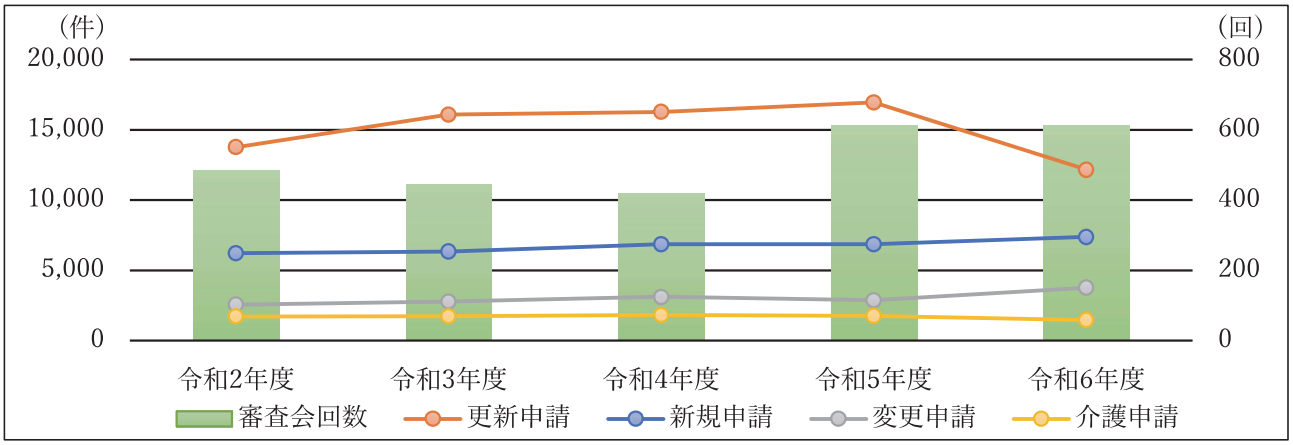

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
新規申請	6,209	100.7%	6,339	102.1%	6,855	108.1%	6,858	100.0%	7,377	107.6%
更新申請	13,772	80.8%	16,091	116.8%	16,282	101.2%	16,951	104.1%	12,157	71.7%
変更申請	2,562	102.7%	2,763	107.8%	3,099	112.2%	2,867	92.5%	3,762	131.2%
介護申請	1,710	105.0%	1,717	100.4%	1,811	105.5%	1,750	96.6%	1,460	83.4%
合計	24,253	88.7%	26,910	111.0%	28,047	104.2%	28,426	101.4%	24,756	87.0%
審査会回数	484	71.3%	444	91.7%	417	93.9%	611	146.5%	611	100.0%

注１）　生活保護法による介護扶助を含む。
注２）　新型コロナウイルス感染症に係る介護認定有効期間延長の特例措置等を含む。

図表４－３　市町村別 審査判定件数の推移

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
長野市	17,178	89.2%	19,287	112.3%	20,620	106.9%	20,826	101.0%	17,526	84.2%
須坂市	1,905	89.3%	2,051	107.7%	1,905	92.9%	1,845	96.9%	1,961	106.3%
千曲市	2,595	86.7%	2,807	108.2%	2,897	103.2%	3,026	104.5%	2,703	89.3%
坂城町	644	91.7%	658	102.2%	620	94.2%	639	103.1%	644	100.8%
小布施町	419	85.3%	476	113.6%	463	97.3%	516	111.4%	484	93.8%
高山村	306	88.2%	312	102.0%	331	106.1%	337	101.8%	303	89.9%
信濃町	419	81.2%	485	115.8%	433	89.3%	445	102.8%	443	99.6%
小川村	167	78.8%	176	105.4%	196	111.4%	191	97.4%	167	87.4%
飯綱町	577	93.1%	627	108.7%	550	87.7%	559	101.6%	483	86.4%
介護扶助	43	82.7%	31	72.1%	32	103.2%	42	131.3%	42	100.0%
計	24,253	88.7%	26,910	111.0%	28,047	104.2%	28,426	101.4%	24,756	87.1%

注）　新型コロナウイルス感染症に係る介護認定有効期間延長の特例措置等を含む。

今後の方針及び施策

○　事前に基本調査の内容と基準との整合を確認するなど、審査会事務局の役割を的確に遂行することを通じて、公平・公正で適正かつ迅速な審査・判定を行います。また、判定結果の問い合わせには丁寧な説明に努めます。

○　保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な連携を図ります。

○　自然災害や感染症の拡大等の緊急時においても、できる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを構築します。

○　要介護認定支援システム標準化について

令和３年度に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定されました。国が介護保険業務を含む 20 業務の自治体システム標準化を進めており、今後、コスト削減、行政サービス・住民の利便性向上、行政運営の効率化等が図られることとなり、迅速な住民向けサービスが期待できることになります。当広域連合でも、関係市町村と連携し、令和８年度中に標準化に対応した要介護認定支援システムの移行を円滑に進め、本格稼働後の適正な管理・運用に取り組みます。

【計画期間中の目標】

○　より迅速な審査・判定のため、市町村とのデータ連携から判定結果のデータ登録までの平均期間の短縮に努めます。

○　標準化に対応した要介護認定支援システムの移行を円滑に進めるとともに、各合議体間の判定の平準化のため、各委員間での認識の統一を図り、引き続き公平・公正で適正な審査・判定を行います。

図表４－４　今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール		関連ターゲット
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・基礎的な保健サービスへのアクセス
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・自然災害（気候関連災害）等に対する対応力の強化
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・説明責任のある透明性の高い審査会運営
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・基本調査内容及び特記事項の均質化及び一貫性の補強 ・効果的な官民のパートナーシップの推進